

令和3年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和4年3月22日(火)午後2時00分～午後3時10分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	梶田 佳孝 委員長 中込 光一 委員 大谷 孝徳 委員 柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、下水道整備課、美術館、行政総務課
傍聴者	なし

開会 梶田委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和3年9月1日から令和3年12月15日までに入札公告が行われた案件及び令和2年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員：「社員が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕起訴」された案件が3件あるが、すべて同じ内容なのか。

事務局：内容はそれぞれ異なっている。この3件については、神奈川県から情報提供があったもので、平塚市の発注案件におけるものではない。

委員：その他の2件については、平塚市の発注案件で起こったことか。

事務局：その通りである。「不適切な安全管理により公衆に重大な損害を生じた」案件は、本市発注工事において、掘削等の作業中に既存の水道管を破損させ、周辺住民の生活に支障をきたしたものである。また、「落札後の契約辞退」があった案件は、「還付金・口座振替はがき用個人情報保護シールの印刷」について、見積合わせの結果、落札したが、仕様書の記載条件を見落としのため、正当な理由がなく契約を辞退したものである。

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた柴田委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

(1) 総合地震対策管路改築工事その9

抽出理由：他案件に比べて著しく金額が大きいため、内容を確認したい。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

委員：低入札価格調査資料にある「様式2手持工事状況一覧表」ではどのようなことを確認しているのか。

事務局：「低価格入札に係る条件明示書」にあるとおり、調査基準価格を下回る価格で入札した場合、当該工事の配置予定技術者の専任を求めている。そのため、手持ち工事に配置されている技術者が、当該工事の工事期間中に技術者として配置できるか確認している。

委員：下請けとして施工に関わる業者の中に、当該入札に参加している業者がいるが、問題ないのか。

事務局：公告文等で提示している条件の中にそこまでの制限はない。

委員：インセンティブ発注にする案件はどのように決定しているのか。また、なぜこの案件は工事成績優秀事業者のインセンティブ発注となったのか。

事務局：公告を行う前に、必ず会議を開いており、そこで協議して決定している。担当課からインセンティブ発注の希望があるかどうか、工事規模や技術力が求められる案件かどうかといったことを念頭にインセンティブの有無を決定している。また、今回の案件は発注規模や求められる技術力からみても総合評価案件にしたいところであったが、発注時期等の兼ね合いもあり、できなかったため、工事成績優秀事業者を対象にしたインセンティブ発注をしたという経緯である。

委員：以前参考資料として提示された「平塚市公共工事低入札価格調査取扱要領」の中に「最低制限価格」という言葉と「最低限度価格」という言葉があるが違いは何か。

事務局：最低制限価格制度の対象となる案件は、失格となる基準を「最低制限価格」として設定している。その中で、低入札価格調査制度の対象となる案件は、「最低制限価格」に代えて、「調査基準価格」を定めた上で、本市独自の失格基準として「最低限度価格」を設定している。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 平塚市美術館受付・監視業務委託

抽出理由：落札率が低いため、内容を確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【美術館から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：指名業者5者とあるが、全者応札しているのか。

事務局：応札している。

委員：価格の面で落札に至らなかったということだが、理由はあるか。

事務局：業者に聞き取りを行っていないのでわからないが、この業務は人件費が大半を占める業務である。この人件費の積算において、業者と市の考え方に相違があったものと思われる。

委員：減額の変更契約により、契約金額が当初の7割程度になっている。業者からすると、「コロナによる閉館」という市の都合で、当初見込んでいた報酬が減ったことになるが、減った分の支払いはどうなるのか。

事務局：業務が発生していないので、実際に配置していない分の監視員等の報酬を支払うことはできない。ただし、業務の発生に関わらず必要になる管理費などは支払っている。支払いができる経費かできない経費かといった部分については、業者と協議して決定しているところである。

委員：4月1日から15日までの業務を請け負った業者は前年度この業務を請け負った業者ということで良いか。

事務局：そのとおりである。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 郵便物等通送業務

抽出理由：指名競争入札が不調に終わった経緯、随意契約の相手方の選定の経緯について確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【行政総務課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：美術館の案件のように、再入札を行っているケースもあるし、今回のように不落随契をしているケースもある。

事務局：平塚市随意契約ガイドラインにもあるとおり、仕様の変更や業者の入れ替えが可能である場合は、新たに入札を行うことが望ましいとされている。今回は、最低入札額が予定価格と非常に僅差であったことから、地方自治法施工令167条の2第1項第8号に従い、不落随契をしている。

委員：最低入札額と予定価格はどれくらいの差があったのか。

事務局：6万円程である。

委員長：ほかに質問がなければ次に移りたいと思います。

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後3時10分閉会)